

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成28年度実施政策)

(総務省28-①)

政策 ^(※1) 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室			作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 齋藤 晴加	
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	放送分野は技術革新やそれに伴う環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化している現状にあることを踏まえ、国民生活の利便性等の向上を図るため、放送制度の必要な見直しを検討・実施する。また、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させることが重要となっている。このような現状を踏まえ、これらに対応するため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化する。						政策評価実施予定時期	平成30年8月	
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)				
					27年度	28年度	29年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討の実施 ＜アウトプット指標＞	・経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社の認定要件の緩和及び、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。 ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。	26年度	29年度	社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。 ・2018年に衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送(BS等4K・8K放送)を実施するために必要な関係省令等の整備案の意見公募等を実施。 ・有料放送サービスの受信者保護の拡充を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律」(平成27年5月公布)の平成28年5月の施行に向けた必要な関係省令等の意見公募等を実施。 ・VHF帯STL/TTLの周波数の活用を図るためのステレオ放送の番組中継回線及びFMラジオ放送の放送区域に発生する極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップフィルターの導入のために必要な制度整備を実施(平成27年11月)。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。	放送分野は技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、国民のニーズも多様化しているところ、これらに適時適切に対応していくことが求められている。このような現状を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を実施することは、国民生活の利便性の向上等に寄与することから、指標として設定。

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p>	2	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施回数 〈アウトプット指標〉</p>	<p>大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。</p> <p>※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	26年度	<p>機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。</p>	29年度	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p>	<p>東日本大震災に際しては、被害情報、避難情報等の提供手段として各自治体が臨時災害放送局を開設し、被災者の生活安定等に大きく寄与したが、開設までに時間を要する自治体もあったところ。そうした現状にあることを踏まえ、各自治体等が大規模災害時に避難情報等一刻を争う情報などの迅速な提供を行うためには、平時において事態を想定した訓練や効率的な運用を可能とする送信設備の設置場所等の選定が重要であることから、調査及び訓練等の実施回数について指標として設定。</p> <p>【参考】臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体(※)における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等)</p> <p>平成27年度:9.5%(九州を除く3総合通信局) 平成26年度:6.1%(4総合通信局)</p> <p>(※)機器を配備した北海道、信越、四国及び九州の4総合通信局管内の自治体。</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p>	3	<p>テレビ国際放送の受信環境整備状況 〈アウトプット指標〉</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。</p>	26年度	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	29年度	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p>	<p>NHKが平成21年2月から新たな外国人向けテレビ国際放送を開始し、我が国の対外情報発信力を強化したところであるが、海外視聴者を増やして外国人向けテレビ国際放送の充実を図るためには、その受信環境整備(現地の衛星放送やケーブルテレビにおけるチャンネルの確保等)を推進することが重要であることから、指標として設定。</p> <p>【参考】各年度の受信可能世帯数 平成27年度:約2.1億世帯 平成26年度:約2億世帯 平成25年度:約1.9億世帯 平成24年度:約1.6億世帯</p> <p>【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成28年度:約302.2億円(予算額) 平成27年度:約278.1億円(決算額) 平成26年度:約217.2億円(決算額) 平成25年度:約205.0億円(決算額)</p>
<p>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p>	4	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 〈アウトプット指標〉</p>	<p>19%</p>	25年度	<p>100%</p>	30年度	<p>30%</p>	<p>60%</p>	<p>80%</p>	<p>ラジオは災害時における有用性が強く認識されたが、同時に、低地・水辺に立地する中波(AM)送信所の防災対策の必要性が明らかになったことを踏まえ、「国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)」では、平成30年度を目処として、自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者において、親局の移転・FM補完局の整備等の取組を進めていくこととしている。</p> <p>当該取組により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保することが可能となることから、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備を指標として設定。</p> <p>(参考値) 平成27年度 55% 平成26年度 45% 平成25年度 19%</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成28年度行政事業 レビュー事業番号
		26年度	27年度	28年度			
(1)	放送政策に関する調査研究 (平成19年度)	55百万円 (48百万円)	45百万円 (39百万円)	45百万円	1	<p>放送は、不特定多数の者に対し、同時に、安価に情報提供を行うことが可能であり、災害情報や民主主義の基盤に関する情報など、国民生活のうえで重要な社会的役割を果たしている。一方で、放送分野は、技術革新やそれを踏まえた環境変化が急速であるとともに、社会ニーズも多様化する中、従来からの社会的役割を果たすためには、国民のニーズを適切に把握しつつ、新サービスの可能性や新技術の課題などを踏まえ、柔軟かつ迅速に放送政策の立案を行う必要がある。このため、放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するため、所要の調査・分析等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した法令等の見直し等の件数:5件(平成28年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・放送政策に関する調査・分析等の実施:5項目(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送制度の整備や具体的な運用を検討し、時代に即した放送政策を実現するための所要の調査・分析等を行うことにより、この成果を活用して、国民視聴者の多様なニーズや、放送が基幹メディアとして果たすべき公共的な役割について検討した上で、必要な制度整備・運用等を行うことができることとなるため、国民生活の利便性の向上等に寄与する。</p>	0098
(2)	国際放送の実施 (昭和26年度)	3,956百万円 (3,956百万円)	3,934百万円 (3,934百万円)	3,644百万円	3	<p>放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKに対して、必要な事項を指定して、国際放送の実施を要請する。実施に要する費用については、放送法第67条第1項の規定に基づき、国が負担する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことによって、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供する。 ・(代替指標)テレビ国際放送の受信可能世帯数(対前年度):2.1億世帯 【活動指標(アウトプット)】 ・(ラジオ国際放送)3言語(日本語、中国語、朝鮮語)の1日当たりの放送時間:25.7放送時間(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 放送法第65条第1項の規定に基づき、海外における受信環境の整備等を指定して、テレビ国際放送の実施を要請し、この要請に応じてNHKがテレビ国際放送を実施することにより、テレビ国際放送の受信環境整備等が一層推進されることとなり、テレビ国際放送の充実に寄与する。</p>	0099
(3)	地域ICT強靱化事業(地方) (平成26年度)	13百万円 (12百万円)	3百万円 (2百万円)	3百万円	2	<p>地方総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出す。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・臨時災害放送局の円滑な開設に向けた自治体における準備状況(機器の独自購入、開設マニュアルの作成、関係事業者との取り決めの締結等):10%(平成31年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・送信点調査、運用訓練等(説明会等含む)の実施:34回(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合通信局に配備した臨時災害放送局用の機器を用いて、送信点調査、運用訓練及び説明会等を実施することにより、地方公共団体における臨時災害放送局に係る運用のノウハウの蓄積がなされるため、災害時における臨時災害放送局の迅速な開設に寄与する。</p>	0100

(4)	放送法 (昭和25年)	—	—	—	1	<p>次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る。</p> <p>一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。</p> <p>二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。</p> <p>三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。</p> <p>当該法律に基づき、国民生活の利便性等の向上を図ることを目的に、放送制度の必要な見直しを検討・実施。</p>		
(5)	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置 (固定資産税) (平成26年)	—	—	—	4	<p>ラジオ放送事業者が災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等)(償却資産に限る。)について、取得後3年度分、課税標準を3/4とする。※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自然災害の被害を受ける可能性が高く、災害発生時に放送の継続が困難となる可能性が高い送信所を保有しているラジオ放送事業者に対して、送信所の移転・FM補完局の整備等の際に取得した設備に係る固定資産税の特例措置を適用することにより、ラジオの災害対策を推進することは、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段の確保に寄与する。</p>		
政策の予算額・執行額		4,024百万円 (4,017百万円)	4,082百万円 (3,974百万円)	3,592百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。